

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(防災課) 一ページ

訓令

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

(同) 二

規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十八号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中、「秘書広報統括監」を「秘書広報統括監」に改める。

別表第二秘書広報部の部長、副部長担当職の欄中、「秘書広報統括監」を「秘書広報統括監」に改め、同表農政部の部全国豊かな海づくり大会推進班の項を削り、同表ぎん清流国体推進部の部競技式典班の項の次に次のように加える。

競技力向上 対策班	ぎん清流国体 推進局	災害対策の応援に関する事。
競技力向上 対策課長		

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十九号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部
員の指名に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒
本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部
員の指名に関する規程（昭和五十四年岐阜県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正
する。

本則第二号中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年十一月二十六日から施行する。

平成二十二年十一月二十六日発行

発 行 者
岐 阜 県

岐 阜 県 庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ一
一
ブイ・アール・テクノセンター